富山市立図書館資料除籍・廃棄要綱(内規)

(目的)

第1条 この要綱は、富山市立図書館が所蔵する資料について、除籍、廃棄する基準を定める ものである。

(除籍)

第2条 亡失したもの、および数量更正にともない所蔵記録(蔵書データ)から取り除くことを「除籍」という。

(廃棄)

第3条 破損・汚損、重複、あるいは内容が古くなり不用になった資料を、書架から除去し、 処分することを「廃棄」という。

(除籍の基準)

- 第4条 除籍は次の基準による。
 - 1 亡失
 - (1) 引き続き3年以上所在不明なもの
 - (2)回収不能(長期延滞)の資料で貸出から3年以上経過したもの
 - (3)利用者が紛失し現品による弁償ができないもの、また災害により亡失したもの
 - 2 数量更正

分冊または合冊のため所蔵記録を抹消するもの

(廃棄の基準)

第5条 廃棄は、別紙「富山市立図書館資料廃棄に関わる指針」による。

(適用外)

- 第6条 次に掲げるものは廃棄しない。
 - 1 郷土資料
 - 2 叢書、個人全集、高価本など保存価値のあるもの
 - 3 その他館長が保存の必要を認めたもの

附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。